

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）について

資料 1－1 デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）について

資料 1－2 デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見(案)について

デジタル社会形成基本法第37条第4項において、内閣総理大臣がサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴いて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の案（以下「重点計画（案）」という。）を作成し、閣議の決定を求めることが法定されている。意見案は以下のとおり。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）の概要

- デジタル化による利便性の向上とサイバーセキュリティの確保を両立して推進することは重要であり、サイバーセキュリティ戦略本部にて策定した「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）においても、サイバー空間の公共空間化が進展する中、デジタル化の動きと呼応し、「誰一人取り残さない」サイバーセキュリティを確保すべく、政府全体として、同戦略を踏まえた施策を着実かつ効果的に実施することとされており、重点計画（案）は同戦略に基づいた内容となっている。
- 昨今の国際情勢の下、サイバー攻撃が経済社会活動、ひいては国家安全保障に重大な影響を及ぼすリスクが急速に増大していることに鑑み、安全・安心なデジタル社会の構築を図るためには、こうしたリスクに即応したサイバーセキュリティ対策を講じることの重要性がより一層顕在化しており、本重点計画（案）には、こうした趣旨も盛り込まれている。
- 重点計画（案）の実施に当たっては、サイバーセキュリティ戦略で掲げている「デジタルトランスフォーメーション（DX）とサイバーセキュリティの同時推進」「サイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保」「安全保障の観点からの取組強化」を通じた「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保という基本的な理念も踏まえ、デジタル改革を推進していくことを期待。

⇒ 以上を踏まえた上で、重点計画（案）について異存はない。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）

令和 4 年 ○ 月 ○ ○ 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）（以下「重点計画（案）」という。）においては、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指すべく、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策が記載されている。その中には、サイバーセキュリティに関連する施策が多数盛り込まれているほか、セキュリティ関連以外の施策についても、セキュリティの視点を踏まえた取組の記載が随所でなされている。このように、デジタル化による利便性の向上とサイバーセキュリティの確保を両立して推進することは重要であり、サイバーセキュリティ戦略本部にて策定した「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）においても、サイバー空間の公共空間化が進展する中、デジタル化の動きと呼応し、「誰一人取り残さない」サイバーセキュリティを確保すべく、政府全体として、同戦略を踏まえた施策を着実かつ効果的に実施することとされており、重点計画（案）は同戦略に基づいた内容となっている。

また、昨今の国際情勢の下、サイバー攻撃が経済社会活動、ひいては国家安全保障に重大な影響を及ぼすリスクが急速に増大していることに鑑み、安全・安心なデジタル社会の構築を図るためには、こうしたリスクに即応したサイバーセキュリティ対策を講じることの重要性がより一層顕在化しており、本重点計画（案）には、こうした趣旨も盛り込まれている。

「サイバーセキュリティ戦略」では、「デジタル改革を踏まえたデジタルトランスフォーメーション（DX）とサイバーセキュリティの同時推進」、「公共空間化と相互連関・連鎖が進展するサイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保」、「安全保障の観点からの取組強化」を取組の 3 つの方向性として掲げるとともに、それらの取組を通じて「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保するという基本的な理念を示している。重点計画（案）の実施に当たっては、こうしたサイバーセキュリティ戦略の基本的な考え方も踏まえ、デジタル改革を推進していくことを期待する。

以上を踏まえた上で、令和 4 年 4 月 28 日付で内閣総理大臣からデ戦第 1553 号により依頼があった重点計画（案）については、異存はない。

以上